

COP10 と MOP5 の取材に関するよくある質問（仮訳）

(問) COP10 と MOP5 の記者登録に関する情報はどこで得られますか？

(答) CBD の公式ウェブサイトのプレス及びメディアのセクションをご覧ください。
COP10 は (<http://www.cbd.int/cop10/meeting/media/>、MOP5 は
<http://www.cbd.int/mop5/meeting/media/>)にそれぞれ記者登録に関する情報が掲載されています。ただし、CBD 事務局は国連の記者登録基準に厳密に沿った基準を採用していますのでご注意ください。

(問) 前回の CBD 開催の会議を報道しました。再度記者登録申請しなければなりませんか？

(答) 再度記者登録してください。前回の CBD の会議で発行された記者証 (press badge) は無効になっています。報道関係者は会議開催のたびに毎回記者登録する必要があります。改めて登録申請用紙に記入し、必要書類も揃えてご提出ください。

(問) 登録申請の締め切りはありますか？

(答) 締め切りはありません。取材当日会議場で記者登録を申請することもできます。しかし、書類に不備があると、記者登録が遅れるなどの問題が生じますので、そのような事態を避けるために、CBD 事務局では会議開催前に十分な余裕をもって登録申請をするよう強くお勧めしています。

(問) 記者登録を受けるためにはどのような手続きをとればよいですか？

(答) 記者登録に関する説明と手続きについては COP10 の公式ウェブサイトに掲載されています。重要な点を以下に挙げます。

1. 登録申請用紙に必要事項を記入してください。
2. 出張証明書 (letter of assignment) を所属報道機関のレターヘッドのついた社用便箋にて作成し、送付してください。証明書は、出版物の発行者・出張命令権者、編集長又は所属長が署名し、記者の氏名及び肩書きを明記してください。署名のない証明書あるいは e メールで作成した証明書は受理しません。
3. 有効な記者証 (press card) または社員証 (work pass) のコピー (一部) 及びパスポートまたは国発行の ID カードのコピー (一部) を提出してください。
4. 国連の登録基準にもとづき、必要があれば上記以外にも追加書類の提出を求められることがあります。
5. 申請は個別に審査をします。1. から 3. 以外の追加書類が必要な場合には個別に連絡します。
6. 登録が受理されると、e-メールで通知されます。

(問) 「追加書類」とはどういうものですか？どのようなものが求められるのでしょうか？

(答) 追加書類として提出が求められるのは、以下のようなものが想定されます。

- **新聞・雑誌等** (print media representatives) の場合は、4ヶ月以内に執筆した署名入り記事2本及び掲載出版物のコピー(一部)の提出を求められることがあります。
- **TV、ラジオ** (radio and TV media representatives) の場合、4ヶ月以内に作成したレポート2件の記憶媒体の提出を求められることがあります。
- **スチル写真** (photographers) の場合、写真が掲載された出版物の該当ページ(切り取ったもの)又は出版物発行会社のクレジット入り写真の提出が必要です。
- **インターネット・メディア** (online media、ブロガーも含まれます) は、下記要件も満たさなければなりません。
 - ▶ インターネット出版の場合、報道を目的とするメディア機関に属していなければなりません。また、ウェブ上ではない、検証可能な現住所及び電話番号が必要です。インターネット雑誌が自社記者の登録を申請する場合、国際問題に関する相当数の独自報道、解説若しくは分析記事を書いている必要があります。
 - ▶ ウェブサイトがまだ新しい場合、登録申請する記者は、サイト閲覧者に関して、閲覧数の最新データ又は記事の引用等の関連資料を提出する必要があります。また、申請者は、国際問題又は生物多様性問題に関する記事を数多く執筆した経歴を有する必要があります。直近の署名入りの記事3本のコピーを提出しなければなりません。
 - ▶ 非政府機関又は非営利団体の広報などのための情報の伝播 (communication outreach) 又は意見発表の出版 (advocacy publications) を行うインターネット出版団体は、記者登録の資格はありません。
 - ▶ 提出されるサンプルは、国連の活動、特に生物多様性プロセスに関する取材に積極的に取り組んでいることを示すものでなければなりません。また、サンプルは、正規報道機関で制作された登録申請者の署名付きの変更されていない記事の切り抜き又は報道実績でなければなりません。

(問) 写真を送付する必要はありますか？

(答) 登録申請者の写真は会議場のレジストレーション・カウンターで撮影しますので、写真を事前に送付していただく必要はありません。

(問) 出張証明書はどこに送ればよいですか？

(答) CBD事務局プレス担当 (CBD Press Office) の Johan Hedlund 宛に送付してください。

(問) 出張証明書 (letter of assignment) にはどのようなことを記載する必要がありますか？

(答) 出張証明書 (letter of assignment) はレターヘッドのついた社用便箋を用いて CBD 事務局プレス担当宛としてください。登録申請をする報道機関の権限のある社員 (たとえば、発行誌の発行者、出張命令権者、支局長等) による署名が必要です。署名のない証明書あるいは e メールによる証明書は受理しません。証明書には、取材の形式 (type of coverage)、取材対象とする行事、記者登録期間、取材を担当する記者の氏名及び職務を明記してください。

(問) 申請書類の送付方法を教えてください。

(答) 送付方法にはファックス (+1 514 288 6588) で送る方法と、書類をスキャンして画像 (bmp、gif、tif または jpg フォーマット) 又は PDF ファイルとして e メール (e メールアドレス : secretariat@cbd.int) で送信する方法があります。

(問) 私は記者証 (press card) を持っていないのですが、記者として登録できますか？

(答) 記者証を持っていない方の場合、国連の登録基準に基づいて追加書類の提出を求められる可能性があります。追加書類に関する項をご参照ください。

(問) 代表団又は NGO として登録し、かつ記者としても登録を受けることはできますか？

(答) できません。二重登録 (報道関係者と代表団、報道関係者と NGO 等) はできません。すでに代表団又はオブザーバー機関のメンバーとして登録しているのであれば、記者として登録するか、代表団又はオブザーバー機関のメンバーとして登録するかのどちらかを選択する必要があります。CBD 事務局は一人に対して一つの身分証 (badge) しか発行しません。

(問) フリーランス記者は記者登録ができますか？

(答) フリーランス記者の方も、登録のためには他のメディアと同様の要件を満たす必要があります。同じ手続きを全て行っていただく必要があります。フリーランスの記者は、スチル写真も含めて、特定の報道機関又は出版社から仕事を委託されていることを示す明確な証拠を提出する必要があります。当該報道機関又は出版社が発出する有効な任命書 (assignment letter) の提出が必要となります。写真通信社 (photographic agencies) は、報道機関又は出版社から仕事を依頼されていることを明確に証明する証拠を提出する必要があります。また、その他に登録に必要な書類も提出しなければなりません。

(問) ブロガーは記者として登録できますか？

(答) ブロガーの記者登録は、ケース・バイ・ケースで決めることとなります。現在イ

インターネット・メディアに適用されている基準のいくつかを適用するとともに、ブロッガーの記者登録のために追加基準も適用される可能性があります。

(問) **ドキュメント・フィルムを制作している独立系映画会社に勤務しています。会議の取材はできますか？**

(答) 国連の記者登録基準にもとづき、独立系 TV プロダクション会社は制作した映像作品を放映する予定の放送機関からの書簡が必要です。その他にも登録に必要な書類を提出していただく必要があります。

(問) **大使館のプレス担当官です。記者登録が必要ですか？**

(答) 必要ありません。大使館のプレス担当官は公式代表団員として登録されます。代表団員としての登録では、国際メディアセンター (IMC) の登録記者用施設を使用することはできませんが、記者登録済みの報道関係者へ配布する資料がある場合には、IMC のスタッフに託すことができます。また、3号館3階の記者会見場でご自身の所属する大使館が開催する記者会見に出席することができます。メディアチームがお手伝いしますので、お声をおかけください。

(問) **非政府機関、オブザーバー機関の記者 (writer) 又はプレス担当者 (press officer) の場合、記者登録をする必要がありますか？**

(答) 必要ありません。代表団のプレス担当として、代表団の一員として登録されます。代表団員としての登録では国際メディアセンター (IMC) を使用できませんが、記者登録済み報道関係者へ配布する資料がある場合には IMC のスタッフに託すことができます。メディアチームがお手伝いしますので、お声をおかけください。

(問) **国家元首や首相と共に行動しているプレスは記者登録を受けるべきですか？**

(答) 国家元首や首相とともに行動している報道関係者は、CBD 事務局の記者登録を受ける必要があります。

(問) **参加団体が記者会見を開催したい場合にはどうすればよいですか？**

(答) CBD 事務局に申請して開催許可及び時間の割当を受けて下さい。記者会見場を使うにあたり費用はかかりませんが、通訳は開催団体で用意してください。

(問) **報道機関が一括して登録を受けることはできますか？**

(答) 報道機関が一括して記者登録を行うことはできません。記者登録のために必要な書類は所属の報道機関が用意できますが、記者登録は各人に対して個人ベースで与えられます。

- (問) **すでに記者登録を受けている同僚と交代する場合の手続きはどうなりますか？**
- (答) 急に取材担当者が交代することがあることは承知しています。取材担当者の交代がわかり次第、迅速にご連絡ください。交代する記者の方も同じ登録手続きをとっていただきますが、必要な書類がきちんと整っていれば、通常、手続きをするにあたりほとんど遅れは生じません。
- (問) **自分の登録手続きの進行状況を知りたいときにはどうすればよいですか？**
- (答) 直接 CBD 事務局にお問い合わせください。記者登録が受理されると、eメールで通知が送付されます。追加書類の提出が必要な場合は、その旨のeメールが送付されます。eメールが何も届いていない場合は、記者登録の手続きがまだ終わっていません。登録申請の審査には休日を除き最低5日かかります。
- (問) **記者に対して資金面での補助をしていただけますか？**
- (答) 開発途上国から会議に参加する報道関係者の一部は、メディア・トレーニング・ワークショップ (media training workshop) の形で参加することができます。このような方法での参加は、招待によるものに限られています。
- (問) **報道関係者のためにホテルの予約はしていただけますか？**
- (答) いいえ。会議を取材するために記者登録を受けた報道関係者の方は、ご自分で現地までの移動手段及び宿泊の手配をしてください。CBD 事務局は報道関係者の方のために移動手段及び宿泊の手配はしません。
- (問) **CBD 事務局からビザ取得について支援していただけますか？**
- (答) いいえ。CBD 事務局はビザ取得のための招待状を発出する立場にはありません。ビザ申請をする際には、所属報道機関からの出張証明書と記者登録後に送付される登録確認通知書をご利用ください。
- (問) **記者登録を受けました。次に何をすれば良いですか？**
- (答) 登録確認通知を受け取ったということは、あなたは記者登録を受けたということです。登録確認通知はeメールで届きます。このeメールをダウンロードし、バーコードのついた登録確認書を印刷して、会議場のメディア専用レジストレーション・カウンターへ提出してください。記者証 (press badge) は、会議場のこのメディア専用レジストレーション・カウンターで受け取って下さい。MOP5 取材記者のためのレジストレーションは、10月6日から開始します。COP10 取材記者のためのレジストレーションは、会議が始まる前の週末の10月16日に開始します。
(なお、報道関係者が受け取る記者証 (badge) は、MOP5 と COP10 共通のものです)。
ご本人の写真はレジストレーション・カウンターで撮影しますので、事前に写真

をお送りいただく必要はありません。また、記者証を受け取る際には、写真付き身分証明書を2種類（パスポート、運転免許証、社員証等のうち2種類）ご提示頂く必要がありますので、ご用意ください。

(問) 記者証 (press badge) を事前に受け取ることはできますか？

(答) 安全確保の理由から、事前に記者証をお渡しすることはできません。

(問) この記者登録でどの行事を取材することができますか？

(答) 記者登録は MOP5 と COP10 取材に関してのみ有効であり、他の目的に使うことはできません。名古屋では、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書に関連する事前会合が 10 月 5 日から 9 日にかけて行われますが、取材には制限があります。事前会合に関する詳細は直接 CBD 事務局にお尋ねください。登録記者がアクセスできる場所、受けられるサービスについての詳細については下記の関連質問をご参照ください。

(問) 記者証 (press badge) を紛失したり、盗まれたりした場合にはどうすればよいですか？

(答) すぐに会議場のメディア専用レジストレーション・カウンターに報告してください。

(問) 登録記者はどこにアクセスできますか？

(答) 下記場所も含め、会議場の公共エリアであればどこでもアクセスできます。

- サイドイベント会場
- 公開の本会議場、分科会議場の記者専用席（映像メディアについては取材位置が指定されます）
- 公開の展示会場

記者会見場（Press Conference Room（3号館3階））で開催される CBD 事務局と日本政府の記者会見及びプレス・ブリーフィングの全て、また他の代表団、機関が開催する記者会見にも参加できます。

(問) アクセスできない場所はどこですか？

(答) 非公開の会議には立ち入りは許可されません。立ち入りができない区域には下記の場所があります。

- 地域調整ミーティング (regional coordination meetings)
- コンタクト・グループ (contact groups)
- 二者間で行われる会談。ただし、会談を行う両当事者から許可を受けた場合はこの限りではありません。
- CBD 事務局オフィス、COP10、MOP5 議長オフィス。ただし、インタビューの

ために特別に許可された場合はこの限りではありません。

(問) インタビューの要請を行うためにはどうすればよいですか？

(答) インタビューは IMC のスタッフを通じて要請することができます。IMC のスタッフは、受け付けた要請をインタビューの相手先へ伝えます。インタビューの要請が CBD 事務局に対してなされた場合は、インタビューの可否について CBD 事務局のメディア・コーディネータから連絡があります。インタビューの要請が日本政府代表に対してなされた場合には、インタビューの可否について日本政府から連絡があります。他の代表団・機関に対してインタビュー要請をする場合には、当該代表団・機関からその可否についての直接連絡があります。IMC のスタッフはインタビューの要請を代表団に対して連絡いたしますが、インタビューの要請を受けるかどうかは、要請を受けた個人又は代表団がそれぞれ判断します。インタビューの要請を行うに際しては下記事項について情報を提出してください。

- インタビューを要請する記者の氏名及び報道機関名、名古屋での連絡先（携帯電話番号及びメールアドレスを含む）
- 予定している質問のリスト
- インタビュー希望時刻（いくつか出していただいても構いません）
- インタビューに要する時間

(問) スチル写真ですが、どこで写真撮影ができますか？

(答) 下記の場所で写真撮影ができます。（以下全て調整中）

- サイドイベントとその会場
- 公開の本会議、分科会議の議場。但し、指定された取材台および場所からの撮影に限られます。
- センチュリーホールで行われる MOP5、COP10、ハイレベル・セグメントの開会式については、冒頭最長 15 分間、会場 1 階で撮影ができます。その後、2 階の記者席に移動してください。スチル写真の数が多すぎる場合には、代表取材となります。代表取材のためのプール・カードは、各開会式当日の朝、国際メディア・センターで配布されます。
- 公開の展示会場と公共エリア
- 記者会見場

(問) 放送会社ですが、どこで撮影できますか？

(答) 下記の場所で撮影ができます。（以下全て調整中）

- MOP5 と COP10 開会式の冒頭 15 分間
- ハイレベル・セグメントの開会式と閉会式
- サイドイベント会場
- 公開の展示会場と公共エリア

- 記者会見場

開会式及び閉会式以外の本会議、分科会の映像については、ホスト・ブロードキャスターからの配信(feeds)を受けてください。配信がそのために利用できるようになっています。国際メディア・センター (IMC) 内の国際放送センター (IBC) で配信の手続きができます。詳細は記者登録済みの報道関係者が使用できる施設に関する項目で説明しています。

(問) 記者会見はどこで行われるのですか？

(答) 記者会見は3号館3階の記者会見場 (Press Conference Room) で行います。日本政府は国際メディア・センター内の日本政府専用ブリーフィング・ルームでブリーフィングを行います。

(問) 記者会見での使用言語を教えてください。

(答) CBD 事務局と日本政府が行うブリーフィングは、英語か日本語で行われ、日英同時通訳が付きまます。これ以外の国及び機関のプレス・ブリーフィングや記者会見は特に指定がない限り英語で行われます。

(問) 記者会見場へのアクセス方法を教えてください。

(答) 記者会見開始予定時刻の10分前に国際メディア・センター (IMC) のインフォメーション・カウンター前にお集まりください。IMC スタッフが記者の皆様を記者会見場へご案内します。このスタッフは記者会見用の資料を配布し、記者会見場で質問者用のマイクを扱います。

(問) 記者登録済みの報道関係者が使用できる施設について教えてください。

(答) 2号館2階にある国際メディア・センター (IMC) には、記者登録済みの報道関係者のための専用ブース、専用作業スペースやデスクがあります。テレビ、ラジオ、通信社などのための専用ブースは全部で16、また専用作業スペースも7つあり (メディア・ワーキング・ルーム A、二人用机)、利用は有料で予約制です。同じく、全ての記者登録済みの報道関係者が共用できる専用作業スペース (メディア・ワーキング・ルーム A、二人用机) は全部で30あり、利用は有料で予約制です。メディア・ワーキング・ルーム A にはネットワークプリンタが接続したコンピューターが2台あり、無料で利用できます。メディア・ワーキング・ルーム B と C には、共用の合計216の席が用意しており、先着順で無料で利用できます。これらの部屋には、ネットワークプリンタに接続したコンピューターが合計36台あり、無料で利用できます。IMC 内ではワイヤレス LAN を無料で利用できます。IMC で提供される施設及びサービスの詳細については、ホスト・ブロードキャスターである NHK インターナショナルの [IMC 専用ウェブサイト](#) をご覧下さい。

(問) 報道関係者はセキュリティ・チェックを受ける必要はありますか？

(答) 会議場に入場する記者登録済みの報道関係者の方は、持ち込む機器も含めてセキュリティ・チェックを受けなければなりません。

(問) 会期中開催される行事の最新情報を得るにはどうすればよいですか？

(答) 国際メディア・センターは、会期中報道関係者の取材活動と情報収集の中心となります。毎日、記者会見、行事等のリストが更新され、入手することができます。会議、サイドイベント、記者会見のスケジュールはグランド・リザーバ・システム (GrandReserva System) に掲載され、会場内に設置される CCTV で見るすることができます。わからないことがありましたら、お気軽に IMC スタッフにお尋ねください。

(問) CBD に登録された報道関係者のリストをいただけますか？

(答) 記者登録についての情報は内部使用に限られており、部外秘です。CBD 事務局は報道関係者のリストを配布しません。

(問) CBD のニュースや行事について今後も知りたいと思っています。メーリングリストに加えていただけますか？

(答) CBD の報道関係者用メーリングリストに加えて欲しい場合には、press@CBD.int宛メールで申し込んで下さい。また、記者登録申請の手続きを開始すると、このメーリングリストに申し込む機会が設けられています。

免責条項

CBD は国連憲章の原則やジャーナリストの行動倫理規範に違反する行為があった場合には、登録を拒否又は撤回する場合があります。CBD 事務局は、記者登録を不適切に使用した場合、登録記者に与えられている特権を乱用した場合、または個人的又は公的な行為が CBD 事務局の利益に沿わない場合には、いかなる場合であっても登録を取り消します。記者証 (press badge) を第三者に貸し出すことは禁じられています。記者証の発給を受けた本人でない者が記者証を所持していた場合には、国連警備担当官がその記者証を没収します。